

第 2 1 回 総 会 議 事 録

平成 3 1 年 3 月 2 7 日 開 会

平成 3 1 年 3 月 2 7 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況証明願いについて
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農業委員会事務の実施状況等について
- 議案第6号 芦別市農業委員会委員の辞任の同意について
- 議案第7号 職員の任免について
- その他

事務局出席者 水野事務局長・小倉係長・石黒主査
開会 午後2時30分
閉会 午後4時30分

第 2 1 回 芦 別 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 3 1 年 3 月 2 7 日、第 2 1 回 芦 別 市 農 業 委 員 会 総 会 を 市 議 会 第 2 ・ 第 3 委 員 会 室 で 開 催 し た。

1 出 席 委 員

1	谷 野 一 仁	2	水 田 守	3	古 田 和 男
4		5	高 橋 正 人	6	藪 雄 一
7	加 藤 讓	8	石 尾 豊	9	太 田 拓 寿
10	山 本 英 幸	11	脇 島 真 一	12	北 野 俊 之
13	高 見 明	14	山 田 光 範	15	滝 孝 造
16	中 住 昭				

2 欠 席 委 員

佐 渡 重 仁

3 議 事 録 署 名 委 員

山 田 光 範 、 滝 孝 造

事務局 長 定刻となりましたので、只今から第21回芦別市農業委員会総会を開催する。

初めに、会長からご挨拶をお願いします。

会 長 第21回の総会に出席いただきありがとうございます。

(内容省略)

本日、佐渡委員欠席。後ほど事務局から経過説明。

事務局 長 ありがとうございます。これからの進行について議長よりお願いします。

議 長 本日の議事録署名委員を山田、滝両委員にお願いします。

次に、諸般の報告をお願いします。

事務局 長 佐渡委員欠席。

議 長 次に、経過報告をお願いします。

事務局 長 2月28日以降の経過について報告(内容省略)

議 長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

事務局 長 議案の概要について説明(内容省略)

議 長 それでは、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係 長 議案第1号についてご説明いたします。

今月の農地法第18条第6項における解約の通知は5件です。

(議案書に基づき、合意解約5件の内容を説明)

いずれの案件も引き渡し期限までが6か月以内の書面合意であることから解約が成立しているものと判断します。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

これらの件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。これら5件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

議 長 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」
説明いたします。

今月の農地法第3条による申請は賃貸借の1件です。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料NO.1)のとおり、各基準を
満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

山本委員

もち米団地の中で、参入は承認されているのか。

藪委員

地区農事組合長、もち米生産組合長、採種組合長と藪・水田
両委員とで協議を行っている。

水田委員

当事者は親戚関係で、5年前から計画され設備投資も既に行
われている状況。地域の調和としては多少の心配はあるものの、
認めることとした。

山本委員

了承した。

議長

他にございませんか。

(その他質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。この件について原案
どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

議長

次に、議案第3号「現況証明願いについて」を議題とする。
事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係長

議案第3号「現況証明願いについて」、今月は、1件2筆分
の願出が出ております。

(議案書に基づき、内容を説明)

なお、現地調査は3月22日に北地区農業委員3名と事務局
4名で実施しております。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。この件について原案
どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とする。事務局より説明願います。

事務局 長

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、所有権の移転が2件と利用権の設定が19件です。

それでは、所有権の移転-1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

所有権の移転-1について、担当委員から説明願います。

加藤 委員

(所有権の設定-1の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転-1について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転-1について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転-1については、原案のとおり決定しました。

続きまして所有権移転-2について説明願います。

(加藤委員退席)

事務局 長

それでは、所有権の移転-2について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

所有権の移転-2について、担当委員から説明願います。

太田 委員

(所有権の設定-2の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転-2について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－２について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転－２については、原案のとおり決定しました。

(加藤委員着席)

次に利用権の設定－１について説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－１について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO. 2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

本件は、農地保有合理化事業によるものであることから、詳細については農地係長より説明いたします。

農地係 長
議 長

(利用権の設定－１の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－１について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－１については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－２について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－２について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO. 2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

本件は、農地保有合理化事業によるものであることから、詳細については農地係長より説明いたします。

農地係 長
議 長

(利用権の設定－２の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－２について、意見等のある方は挙

手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－2について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－2については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－3について、説明願います。

事務局 長

関連がありますので、利用権の設定－3と4について合わせて説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－3及び4について、担当委員から説明願います。

古田委員

(利用権の設定－3と4の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－3について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－3について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－3については、原案のとおり決定しました。

次に、利用権の設定－4について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－4について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－4については、原案のとおり決定しました。

事務局 長

続いて利用権の設定－5について、説明願います。

それでは、利用権の設定－5について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－5について、担当委員から説明願います。

北野 委員

(利用権の設定－5の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－5について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－5について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－5については、原案のとおり決定しました。

続いて関連がありますので利用権の設定－6及び7について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－6及び7について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－6、7について、担当委員から説明願います。

北野 委員

(利用権の設定－6及び7の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－6及び7について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－6について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－6については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－7について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－7については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－8について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－8について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－8について、担当委員から説明願います。

谷野 委員

(利用権の設定－8の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－8について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－8について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－8については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－9について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－9について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－9について、担当委員から説明願います。

谷野 委員

(利用権の設定－9の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－9について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－9に

ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－9については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－10について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－10について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長
北野委員
議 長

利用権の設定－10について、担当委員から説明願います。

(利用権の設定－10の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－10について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－10について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－10については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－11について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－11について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長
北野委員
議 長

利用権の設定－11について、担当委員から説明願います。

(利用権の設定－11の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－11について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－11について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－１１については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－１２について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－１２について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO. 2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－１２について、担当委員から説明願います。

北野 委員

(利用権の設定－１２の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－１２について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１２について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－１２については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－１３について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－１３について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO. 2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－１３について、担当委員から説明願います。

古田 委員

(利用権の設定－１３の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－１３について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１３について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－１３については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－１４について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－１４について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－１４について、担当委員から説明願います。

古田委員

(利用権の設定－１４の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－１４について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１４について原案とおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－１４については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－１５について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－１５について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－１５について、担当委員から説明願います。

古田委員

(利用権の設定－１５の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－１５について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１５について原案とおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－１５については、原案の

とおり決定しました。

続いて利用権の設定－16について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－16について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

利用権の設定－16について、担当委員から説明願います。

中住委員

(利用権の設定－16の調整内容について説明)

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－16について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－16について原案とおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－16については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－17について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－17について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

利用権の設定－17について、担当委員から説明願います。

中住委員

(利用権の設定－17の調整内容について説明)

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－17について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－17について原案とおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－17については、原案のとおり決定しました。

(10分休憩)

議 長

それでは再開いたします。

議案第5号「農業委員会事務の実施状況等について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農 地 係 長

議案第5号「農業委員会事務の実施状況等について」説明いたします。本件は、農業委員会等に関する法律第37条の規定により「農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」という義務があり、毎年6月30日までに公表することを定められています。このことから、事務局において、別紙様式による案をまとめたので、確認をお願いいたします。

はじめに資料NO.3、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について主だった点のみ説明します。平成30年度1年間の活動実績とその評価です。

(資料NO.3、点検・評価(案)の内容を説明)

集積面積及び新規就農者の目標は達成した。また、遊休農地及び違反転用は確認できず、現状維持された。

次に資料NO.4「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について説明します。

(資料NO.4、目標・計画(案)の内容を説明)

新規集積目標面積は10ha、新規就農者を1名と設定。遊休農地及び違反転用はゼロを継続する。

なお、本件は、この案が可決されたのち、例年同様5月総会において、再度確認の審議を行い、決定後にホームページへの掲載(公表)を行います。

議 長

本件について、質問・意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。本件について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

事務局 長

ここで追加議案を配布します。

(追加議案配布・議案第6号、同第7号)

議 長

議案第6号と議案第7号を配布させていただきました。

追加議案として議案第6号「芦別市農業委員会委員の辞任の同意について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長

議案第6号について説明いたします。芦別市農業委員会委員の辞任の同意で、芦別市長に対して下記の者から辞任の願いがあったことから農業委員会に対して意見を求めるものである。

皆さんも感じていることと思うが、佐渡委員より、この度、辞職をしたいという願出があった。

(内容省略)

農業委員会等に対する法律第13条に基づき、市町村長に対し辞任の申し入れをし、農業委員会に意見を求める必要があるため提出された案件である。法律では農業委員会の過半の同意が必要で、その旨、市長に回答する。市長はこの意見を尊重し、辞任の可否を決定するとの内容。

議 長

委員の同意が必要とのことであり、意見を求める。

滝 委 員

残念だが、やむなし。

議 長

同意についてよろしいでしょうか

(全員異議なし)

全員賛成のため同意を認め、決定する。

(石黒主査退席)

次に、議案第7号「職員の任免について」を議題とさせていただきます。事務局より説明を受けます。

事務局 長

3月26日付けの人事異動の内示について提案説明

(以下、内容省略)

議 長

説明が終わりましたので、協議願います。

(異議なしの声)

それでは、原案どおり、承認いたします。

(石黒主査、石崎主査着席)

(新旧事務局職員からあいさつをいただく)

(石崎主査退席)

全ての議案の審議が終了したので、「その他」に入ります。
初めに、事務局から報告事項等がありましたら、よろしくお
願いいたします。

農地係長

本日配布した資料NO. 5「平成30年度農用地の売買実績」
につきましては、今後の事務の参考としてご利用いただき、
取扱いについては、ご留意願います。

議長
滝委員

次回の総会日程は、4月25日（木）14：00からの予定。
次に、JAたきかわから報告事項等があればご発言願います。
総会の理事会があり決算は黒字。人事異動があり支店長変更。
地区別懇談会、総代会開催予定。

（以下、内容省略）

議長

この件について何かご質問等はございませんか。

（なしの声）

無ければ次に土地改良区から報告をお願いします。

中住委員

総会開催。新規事業で災害情報ネットワーク事業が今年度か
ら予定。

（以下、内容省略）

議長
中住委員
事務局長

この件について何かご質問等はございませんか。

その他の市の人事異動案件について聞きたい。

（農林課人事案件について説明）

議長

このほか全体を通して何か意見等ございませんか。

（なしの声）

議長

無いようですので、以上をもって、総会を終了する。